

番 号 : 160982

国 名 : コロンビア

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名 : 和平プロセス進捗に伴う事業実施促進のための情報収集・確認調査 (平和構築アセスメント)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 平和構築アセスメント
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年1月下旬から2017年8月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.60 M/M、現地 1.60 M/M、合計 3.20 M/M
- (3) 業務日数 : 第1回国内作業期間 現地第1回渡航 第2回国内作業期間
10日 16日 6日
現地第2回渡航 第3回国内作業期間 現地第3回渡航 整理期間
16日 6日 16日 10日

※本業務においては基本的に3回の渡航により現地業務を実施することを想定しております。また具体的な調査業務日程の提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月 28日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月18日 (水) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③ 語学力 15点
 - ④ その他学位、資格等 5点
- (計100点)

| | |
|----------|--------------------|
| 類似業務 | 平和構築アセスメント／経済・社会分析 |
| 対象国／類似地域 | コロンビア／全途上国 |
| 語学の種類 | スペイン語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

コロンビア国では、1960年代に組織されたコロンビア革命軍（FARC：Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia -Ejército del Pueblo）及び国民解放軍（ELN：Ejército de Liberación Nacional）等の非合法武装勢力の台頭による国内紛争が続いてきた。これらの勢力による反政府活動、政治目的のテロや資金調達のための誘拐等が繰り返された結果、2015年時点で、国内避難民（以下、「IDP」：Internal Displaced Persons という。）の数は690万人で世界最多、地雷死傷者の数は2010年、2011年ともに約540名でそれぞれ世界2位、3位となっている。

1980年代から90年代の対話路線を経て、2002年に発足したウリベ政権は、アメリカとの協力の下で徹底的なFARC掃討作戦を実施し、反政府勢力戦闘員を減らすことに成功する一方で、国軍及び警察官の増強等治安対策とともに経済開放政策をとることにより、安定した経済成長を実現した。

2010年に就任したサントス大統領は、国内の武力紛争の犠牲者に対する補償を定める犠牲者補償・土地返還法を成立させる一方で、弱体化したFARCとの和平交渉を開始した。サントス政権2期目の2016年6月、同政権はFARCと停戦に合意し、同年9月に和平合意に署名した。その後、同和平合意は承認の可否を問う国民投票でいったん否決されたものの、同11月、サントス政権とFARCは内容を部分的に修正した新和平合意に署名、同国議会の承認を得た。これにより、約半世紀にわたる内戦に終止符が打たれ、今まさに紛争後の復興に向けた国際的支援の拡大が求められているところである。

JICAにおいては、「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック（2014年8月）」（以下「PNAハンドブック」という。）に基づき、紛争終結の兆しを受けて支援開始・再開が見込まれている時ないしは政治・治安情勢が悪化した時など、日本政府・JICAの支援戦略の策定・見直しが行われる際に、Peacebuilding Needs and Impact Assessment（以下「PNA」という）を実施・更新することとしている。

コロンビアにおいては、2007年に国レベルでのPNAを実施した。同PNAに基づき、2008年度から5年間、国内避難民の生活向上、地雷被災者支援と被災防止、投稿兵士の経済的自立と社会復帰の支援等を内容とする「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を実施し、2013年には、同プログラムの試行的終了時評価を内容とする「平和構築分野に係る情報収集・確認調査」を実施するなどしてきている。本調査は、これまでに実施した各種調査も踏まえ、今後の支援方針の策定に資することを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、「10（2）参考資料」に記載の「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック」の内容を十分に把握のうえ、主に以下の調査項目について、国内作業及び現地調査を実施し報告書の担当部分を纏める。

【調査項目】

- コロンビア国の政治状況の変遷
- 新和平合意文書の主な部分に関する整理
- 新和平合意文書の各合意事項の進捗状況
- ポストコンフリクト復興支援の枠組み・体制（基金等含む）
- 新和平合意後の実施が計画されている各省庁のポストコンフリクト復興・プログラム
- 政治、治安、社会及び経済の各分野における現状・動向
- 土地返還の進捗（判決数・帰還数の推移等）

- ステークホルダー（国・地域レベル）の動向及びステークホルダー間の関係性
- コロンビア国内各地域の治安情勢、FARC以外の武装勢力の状況等
- 主要な不安定要因及び安定要因の同定
- 国際社会の支援動向（二国間援助機関、米州機構、UNHCR、世銀等国际機関、NGO等の動向）
- JICA事業実施上の留意事項

（１）第1回国内作業期間（2017年1月－2月）国内：10日

- ①業務計画書を作成する。
- ②以下ア）、イ）及びウ）の作業により、調査事項に関する最新状況を確認し、コロンビア国における協力を行うための基礎情報を整理する。
 - ア）2013年実施の平和構築分野に係る情報収集・確認調査、また関連分野において当機構が実施した調査等のレビュー
 - イ）国内で入手可能な資料（各種書籍、学術論文、関連ウェブサイト等）からの情報収集
 - ウ）日本国内のコロンビア国研究者・有識者及びコロンビア国内（テレビ会議等による）の関係者からの聞き取り
- ③上記②の結果を踏まえ、現地調査における調査方法、調査地域、現地ヒアリングを行う関係機関等を検討し、監督職員とも協議の上、現地調査計画（案）（和文）（質問票含む）及びPNA報告書目次（案）を作成する。
- ④JICA本部で実施される本件に係る各種打合せに出席する。

（２）第1回現地派遣期間（2017年2月（予定））現地：16日

- ①上記（１）③で作成した現地調査計画（案）に基づいてJICAコロンビア支所と打ち合わせを行い、必要に応じて現地調査日程の調整を行う
- ②現地調査計画に基づいて、面談調査を実施する。
- ③現地調査計画に基づき、現地調査を実施し、和平合意達成後の政治・社会情勢等を把握するとともに、上記調査事項を分析する。
- ④各機関との面談記録及び現地調査報告書（和文）を作成する。
- ⑤調査記録及び現地で収集した情報を、調査項目に基づき整理・分析する。
- ⑥JICAコロンビア支所に調査結果の報告を行う。

（３）第2回国内作業期間 国内：6日

- ①第1回現地調査報告書（和文）を作成する。
- ②JICA本部で実施される各種打合せに出席する。
- ③必要に応じて日本国内のコロンビア国有識者からの聞き取り（第2回）及び資料からの情報収集を行う。
- ④第1回現地派遣調査結果及びJICA本部との打合せ結果に基づき、第1回国内作業期間に作成した現地調査計画（案）の修正を行う。

（４）第2回現地派遣期間（2017年4月～2017年5月（予定））現地：16日

- ①上記（３）④で作成した修正版現地調査計画（案）に基づいてJICAコロンビア支所と打ち合わせを行い、必要に応じて現地調査日程の最終調整を行う
- ②新聞他現地メディア等から情報を収集する。
- ③修正版現地調査計画に基づいて、面談調査を実施する
- ④各機関及び関係者との面談調査記録を作成する。
- ⑤調査記録及び現地で収集した情報を調査項目に基づき整理・分析する。
- ⑥JICAコロンビア支所に調査結果報告を行う。

（５）第3回国内作業期間 国内：6日

- ①第2回現地調査報告書（和文）を作成する。
- ②JICA本部で実施される各種打合せに出席し、上記①を報告する。

- ③必要に応じて日本国内のコロンビア国知識者からの聞き取り（第3回）及び資料からの情報収集を行う。
- ④第2回現地派遣調査結果及びJICA本部との打合せ結果に基づき、第2回国内作業期間に作成した現地調査計画案の修正を行う。

（6）第3回現地派遣期間（2017年2017年7月（予定））現地：16日

- ①上記（5）④で作成した修正版現地調査計画（案）に基づいてJICAコロンビア支所と打ち合わせを行い、必要に応じて現地調査日程の最終調整を行う
- ②修正版現地調査計画に基づいて、面談調査を実施する。
- ③新聞他現地メディア等から情報を収集する。
- ④各機関及び関係者との面談調査記録を作成する。
- ⑤調査記録及び現地で収集した情報を整理し、調査事項を分析する。
- ⑥JICAコロンビア支所に調査結果報告を行う。

（7）帰国後整理期間 国内：10日

- ①調査記録及び現地で収集した情報を整理し、第3回現地調査報告書（和文）を作成する。
- ②全調査結果を統合、分析し、「コロンビア国平和構築アセスメント（PNA）報告書」第一案を作成する。
- ③本部で実施される帰国報告会及び打合せに出席し、担当分野にかかる調査結果を報告の上、「コロンビア国平和構築アセスメント（PNA）報告書」第一案の記載内容について協議を行う。
- ④上記③を踏まえ、「コロンビア国平和構築アセスメント（PNA）報告書」（和文）の最終案、及び報告書要約編（和文・西文）の最終案を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）～（6）とする。

- （1）業務計画書
- （2）現地調査計画案（和文）
- （3）第1回現地調査報告書（和文5部）
- （4）第2回現地調査報告書（和文5部）
- （5）第3回現地調査報告書（和文5部）
- （6）コロンビア国平和構築アセスメント（PNA）報告書（案）（和文6部）
- （7）コロンビア国平和構築アセスメント（PNA）報告書要約編（案）（和文・西文 9部）

上記（1）及び（2）については、電子データでの提出とする。

上記（3）～（7）については、体裁は簡易製本とし電子データを併せて提出する事とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。航空経路は、成田/羽田⇄ヒューストンまたはアトランタ⇄ボゴタを標準とする。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣時期は2017年2月、4月～5月、7月を予定していますが、今後、本業務従事者の都合や現地情勢等を考慮したうえで、JICAコロンビア支所を始めとする現地関係機関とも協議して派遣日程を決定します。また、当機構の調査団員は、全ての現地調査には同行せ

ず、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 平和構築アセスメント (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構コロンビア支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車輛の提供 (機構職員等の調査期間については職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
必要に応じJICAコロンビア支所がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
JICAコロンビア支所が提供します。

(2) 参考資料

- ① 以下の平和構築アセスメントマニュアルは当機構ウェブサイトで公開されています。
 - ・「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック」(2014年8月)
(http://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq000004zqt7-att/PNA_01_201408.pdf)
 - ・コロンビア国「平和構築分野に係る情報収集・確認調査」調査報告書(2014年1月)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12152138.pdf)
- ② 本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部平和構築復興支援室(TEL:03-5226-6953)にて配布します。
 - ・国レベルの平和構築アセスメント(PNA)コロンビア国(2007年12月)
 - ・コロンビア国「土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト」業務完了報告書(2016年6月)

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコロンビア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③複数年度契約
本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。
- ④不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣

旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。